早川町　企業版ふるさと納税のご案内

企業版ふるさと納税とは？

早川町の行う地方創生の取組に対して、企業が寄附という形で応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。損金算入による軽減効果（寄附額の約３割）と合わせて、最大で寄附額の約９割が軽減されます。

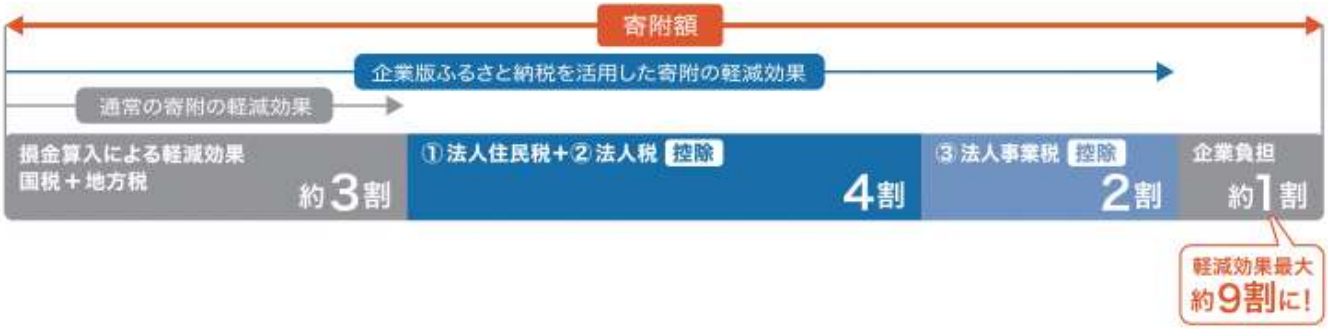

例）100 万円寄付すると、最大約 90 万円の法人関係税が軽減（実質的な企業負担額が約 10 万円）

企業版ふるさと納税の３つのポイント

Point①　社会貢献に取り組む企業としての PR 効果が期待できます！（SDGs 達成等）

Point②　早川町との新たなパートナーシップの構築！

Point③　地域資源等を生かした新規事業展開の可能性！

寄附を募集する早川町の取り組み

事業の名称：早川町まち・ひと・しごと創生推進事業

①移住者や地域の若者を受け止め支える、魅力的で力強い産業の創出事業
②追い風を受け止め、力にした早川への人の流れの促進事業
③若者が子育ての希望をかなえる安心の地域社会の構築事業
④志を育む人材育成と夢にチャレンジできる環境づくり事業
⑤安心な暮らしを守るとともに、時代にあった地域づくりの推進事業

ご寄附の流れ

1．ご寄附の依頼、ご相談（企業様→早川町）
2．ご寄附のお申し出、寄附申出書のご提出（企業様→早川町）
3．ご寄附の払い込み方法の案内（早川町→企業様）
4．ご寄附の払い込み（企業様→早川町）
5．受領証の交付（早川町→企業様）
6．税の申告手続き（企業様）

◆問い合わせ先　早川町役場総務課企画管財担当　0556－45－2513